

○徳島県生活環境保全条例に基づく事前協議について

【概要】

徳島県生活環境保全条例第7条の規定に基づき、施設を新設又は増設するにあたり、次のいずれかに該当する場合は、大気汚染防止法に基づく届出を行う前に、行政機関との協議が必要です。

- ① 大気汚染防止法施行令別表第一の九の項に掲げるばい煙発生施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。）又は同表の一四の項から二六の項までに掲げるばい煙発生施設のいずれかを設置するとき
- ② 大気汚染防止法施行令別表第一に掲げるばい煙発生施設のうち、前号に掲げるもの以外のもののいずれかを設置する工場又は事業場で、排出ガス量が10,000立方メートル以上増加するとき
- ③ 大気汚染防止法施行令別表第二に掲げる施設のいずれかを設置するとき

【申込先】

施設を設置しようとする事業所の所在地	申込先	電話番号
徳島市 鳴門市 小松島市 吉野川市 阿波市 勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡	徳島県環境管理課 企画・大気担当	088-621-2274
阿南市 那賀郡 海部郡	南部総合県民局（阿南保健所 庁舎）環境担当	0884-28-9858
美馬市 三好市 美馬郡 三好郡	西部総合県民局（美馬庁舎） 環境担当	0883-53-2062